

都市計画道路の見直し方針

平成23年5月策定
令和2年3月改定
下松市建設部都市整備課

1. はじめに

都市計画道路は、都市活動を支える最も身近な公共空間であり、多様な機能を有する根幹的施設として、都市の将来像を踏まえ都市全体のネットワークの将来の姿として定められ、その実現に向けて鋭意整備が続けられています。

下松市における都市計画道路の令和元年6月時点の整備率は約55.0%（平成23年5月時点52.4%）です。概成延長を加えると整備率は約85.4%（平成23年5月時点82.9%）となっています。しかし、残る約14.6%の都市計画道路については、全く手付かずの状態、その多くは計画決定から40年以上経過しています。また、都市計画道路は整備を前提に計画決定されるものであり、都市計画道路の計画区域内には、建築制限が課せられています。

近年、公共投資の抑制傾向が続く中で、都市計画道路の整備は長期化する傾向にあり、建築制限が更に長期化することから、この制限が民間開発の障害となることや、都市計画についての信頼性を低下させるなど多くの問題が指摘されています。

本方針は、これらの課題に対応するとともに、将来の都市に望ましい都市計画道路網の再構築を行うために、下松市における都市計画道路の見直しの方向性を示すものです。

2. 下松市の都市計画道路の現状（令和元年6月時点）

市内の都市計画道路は、29路線62,323mが計画決定されており、整備済延長は34,273mで整備率は約55.0%です。しかし、残りの28,050mは未整備であり、その内概成済延長は18,980m、概成未済延長は9,070mで率として約14.6%が道路機能を有しない状況となっています。

下松市の都市計画道路の整備状況

種別	路線数	計画決定延長(m)	整備済延長		未整備延長 (m)		
			延長(m)	整備率	概成済	概成未済	小計
幹線道路	25	60,543	33,733	55.7%	18,980	7,830	26,810
区画道路	1	300	0	0.0%	0	300	300
特殊道路	3	1,480	540	36.5%	0	940	940
計	29	62,323	34,273	55.0%	18,980	9,070	28,050

【用語】都市計画道路、長期未着手道路、建築制限、概成済、概成未済、幹線道路、区画道路、特殊道路
(※後記、用語解説参照)

3. 見直しの基本的な考え方

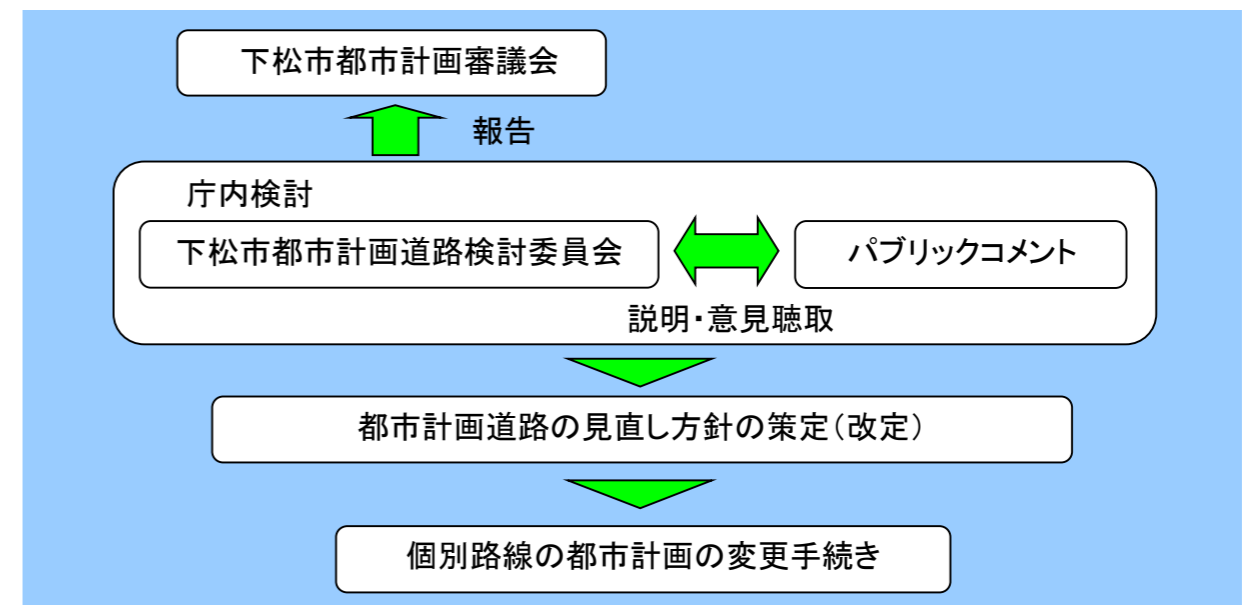
都市計画道路の見直しは、山口県の「都市計画道路の見直し基本方針」(平成18年3月)に沿って、市民生活等への影響に配慮し慎重に行うとともに、都市の将来像を踏まえ都市計画道路全体の配置を検討し、見直しの対象となる各都市計画道路について、その必要性を検証し、見直しの理由を明確にした上で進めることとします。

4. 見直しの進め方

下松市では、検討組織として庁内に都市計画道路検討委員会を立ち上げ、長期未着手道路15路線について、そのあり方を検討し、パブリックコメント、下松市都市計画審議会への報告を経て、平成23年5月に「都市計画道路の見直し方針」を策定しました。その後、個別路線ごとに、地域の方々へのご説明、合意形成を図りながら都市計画の変更手続きを順次進めているところです。

本方針は、5年から10年の周期で、定期的な見直しを行うこととしていることから、この度、豊井地区整備など事業化も見据えた改定を行います。

■都市計画道路の見直し体制



■都市計画道路の見直し経緯

平成20年8月～平成21年3月	下松市都市計画道路検討委員会（第1回～16回） 見直し方針素案の作成
平成21年6月	下松市議会 素案の説明
平成23年2月	下松市都市計画審議会 素案の報告
平成23年4月～平成23年5月	パブリックコメントの実施
平成23年5月	都市計画道路の見直し方針(案)の策定
～令和元年5月	個別路線の都市計画の変更手続き（5路線）
令和元年6月～令和2年3月	下松市都市計画道路検討委員会（第17回～18回） 見直し方針 改定案の作成
令和2年3月	下松市議会 改定案の報告 都市計画道路の見直し方針の改定

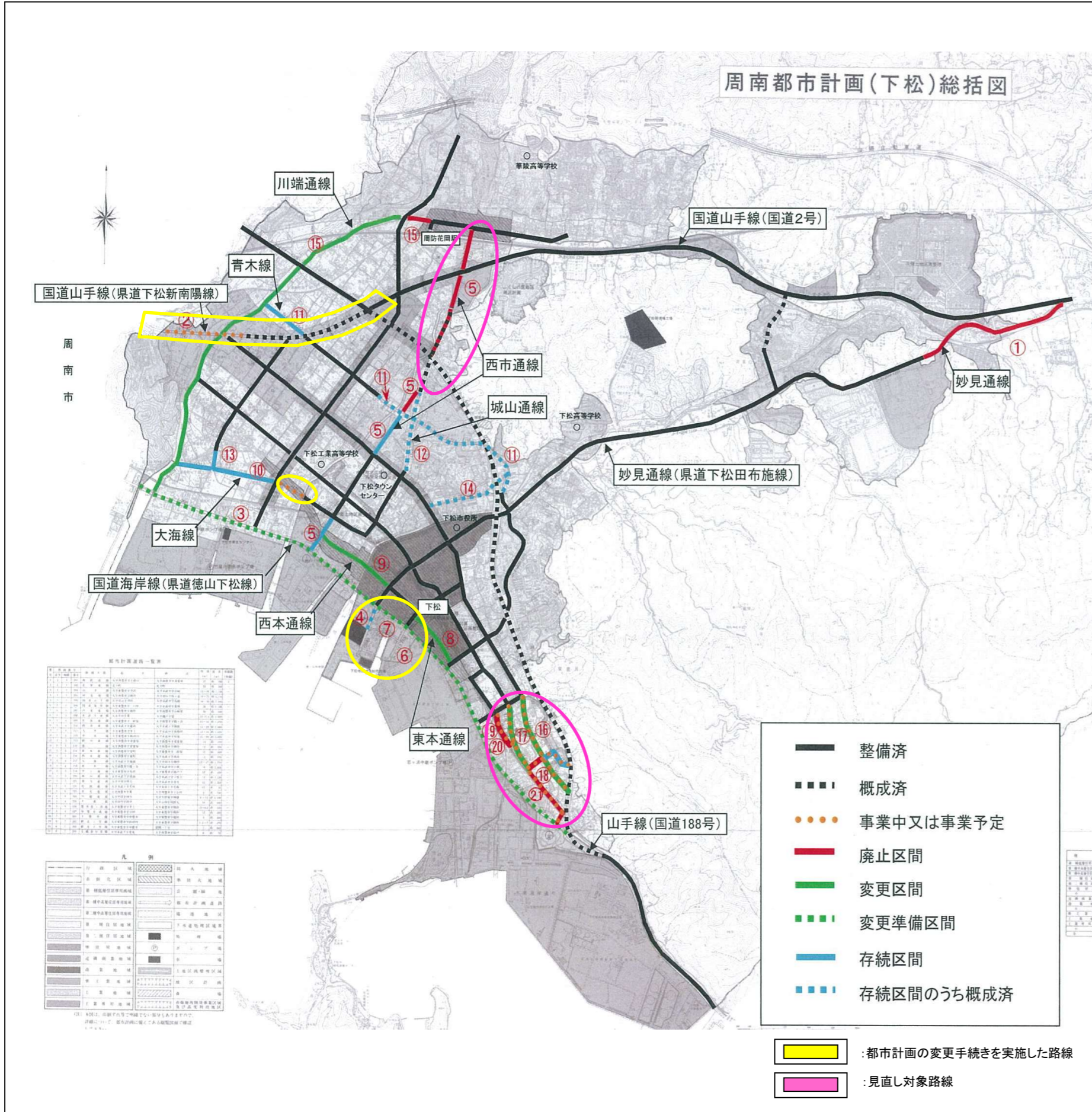
■個別路線の都市計画の変更及び整備状況

平成 26 年 12 月	国道山手線 都市計画変更 (4 車線化)
平成 27 年 12 月	青木線 一部開通 (県道下松鹿野線～県道下松新南陽線)
平成 28 年 3 月	西市通線 一部概成 (大海線～市道中部 1 号線) 一部開通 (市道中部 1 号線～市道中央町歩行者専用 3 号線)
平成 28 年 6 月	大海線 都市計画変更 (ルート変更)
平成 29 年 8 月	汐見通線、新川通線、港線 廃止 (汐見通線は一部廃止)
平成 31 年 3 月	大海線 一部開通 (起点～大海町橋)
令和元年 8 月	西市通線 一部開通 (市道中央町歩行者専用 3 号線～市道中央町 10 号線)

■用語解説

	用 語	解 説
か	幹線道路	都市計画道路の種別の一つで、交通機能により分類されます。幹線道路はさらに、主要幹線道路、都市幹線道路、補助幹線道路に区分されます。
か	概成済	改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道 (概ね計画幅員の 2 / 3 以上又は 4 車線以上の幅員を要する道路) を有する区間。
か	概成未済	概ね計画幅員の 2 / 3 未済の幅員を要する道路及び計画決定のみで現道無しの区間。
く	区画道路	街区や宅地外郭を形成する、日常生活に密着した道路であり、街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入り交通を処理します。
け	建築制限	都市計画が決定されることにより、土地所有者等の権利者に加えられる制限 (都市計画制限) の一つ。ここでは、都市計画法第 53 条での都市計画施設等の区域内における建築規制のこと。
そ	存続	現計画を引き続き残すこと。
ち	長期未着手道路	計画決定から 30 年以上経過し、未だ整備されていない都市計画道路のこと。計画幅員を満たしていない概成済道路も、計画決定から 30 年以上経過していれば、長期未着手道路となります。
と	特殊道路	都市計画道路の種別の一つで、自動車交通以外の特殊な交通の用に供する道路で、歩行者、自転車または自転車・歩行者専用道路や都市モノレール等の交通に供するものなどがあります。
と	都市計画道路	都市計画に定められた道路。(都市計画法第 11 条)
は	廃止	現計画を廃止すること。 現計画を廃止した場合でも、現在の道路 (既存道路) はそのまま残ります。また、維持管理面で必要な改善は行います。
へ	変更	現計画を改め、幅員やルートを新たに定めること。
へ	変更準備	交通量や沿道土地利用などの変化を総合的に観察し、将来的に存続、廃止、変更のいずれかの判断を行うため、今後も継続して見直し検討を行うこと。

都市計画道路の見直し方針



No.	路線番号	路線名(区間)	見直し方針		
			H23	R元	
①	3・4・204	妙見通線	廃止	廃止	
②	3・3・205	国道山手線(県道下松新南陽線)	変更準備	変更済、一部事業中	
③	3・4・206	国道海岸線	変更準備	変更準備	
④	3・4・207	汐見通線 (北側区間)	存続	存続	
		(南側区間)	廃止	廃止済	
⑤	3・4・210	(国道海岸線～大海線)	存続	存続	
		(中央線～青木線)	存続	存続	
		(青木線～城山通線)	廃止	廃止	
		(城山通線終点～山手線)	—	変更(名称) (西市通線→城山通線)	
		(山手線～城山橋)	—	廃止	
(城山橋～川端通線)	変更(ルート変更)	廃止			
⑥	3・5・213	新川通線	廃止	廃止済	
⑦	3・5・214	港線	廃止	廃止済	
⑧	3・5・215	東本通線	変更(計画幅員縮小)	変更(計画幅員縮小)	
⑨	3・5・216	西本通線	変更(計画幅員縮小)	変更(計画幅員縮小)	
⑩	3・5・217	(平田川～末武大通線)	存続	変更済、事業中	
		(末武大通線～末武川)	存続	存続	
⑪	3・4・218	(末光通線付近～城山通線)	存続	存続	
		(城山通線～市道平田昭和通り)	存続	存続	
		(国道山手線～末武川)	存続	存続	
⑫	3・5・220	城山通線	存続	存続	
⑬	3・5・221	香力通線	存続	存続	
⑭	3・6・223	末光通線	存続	存続	
⑮	3・6・224	(国道海岸線～末武大通線)	変更(計画幅員縮小)	変更(計画幅員縮小)	
		(末武大通線～花岡通線)	廃止	廃止	
⑯	3・4・212	中央線	—	変更(計画幅員縮小)	
⑰	3・5・226	(起点～豊井通り)	—	変更(ルート変更)	
		(豊井通り～終点)	—	廃止	
⑱	3・5・227	(起点～中央線)	—	存続	
		(中央線～終点)	—	廃止	
⑲	7・7・201	下豊井線	—	廃止	
⑳	8・7・202	駅北2号線	(起点～半上通り)	—	廃止
㉑	8・7・201	駅北1号線	—	廃止	

都市計画道路の見直し一覧

No.	路線番号	路線名(区間)	計画決定 (当初計画)	幅員 (m)	対象延長 (m)	見直し方針	理由	
①	3・4・204	妙見通線	昭和43年8月13日	16	1,370	廃止	国道2号花岡バイパスの開通に伴い、この区間の整備の必要性が低下したため廃止。	
②	3・3・205	国道山手線(県道下松新南陽線)	昭和38年3月12日	16~20	1,750	変更準備	この区間の前後が4車線で整備済みであり、連続性を確保するため、区間前後の幅員関係や交通機能の面から、4車線化を考慮した幅員変更が望ましく、今後の交通量の変化を踏まえた上で、事業実施者(山口県)の判断及び関係機関との協議により慎重に変更を検討。	
③	3・4・206	国道海岸線	昭和38年3月12日	20	5,100	変更準備	現道幅員で交通機能は充足していると考えられるため、今後の交通量推移によっては、計画幅員の縮小を検討。	
④	3・4・207	夕見通線 (北側区間)	昭和38年3月12日	20	170	存続	埠頭へのアクセス道路として存続。	
		(南側区間)	〃		260	廃止	港湾計画の道路と重複しているため廃止。	
⑤	3・4・210	西市通線 (国道海岸線~大海線)	昭和41年3月9日	24	320	存続	中部土地区画整理との関連路線であり、交通ネットワーク上必要であるため存続。	
		(中央線~青木線)	〃	16	380	存続	市街地形成及び交通ネットワーク上必要であるため存続。	
		(青木線~城山通線)	〃	16	220	廃止	既存交差点と近接し、城山通線で機能代替が可能であるため廃止。	
		(城山通線終点~山手線)	〃	12	290	変更(名称)	西市通線(青木線~城山通線及び山手線~川端通線の区間)の廃止に伴い、終点を青木線に変更し、西市通線(城山通線終点~山手線の区間)は城山通線に変更。	
		(山手線~城山橋)	〃	12	455	廃止	概成済区間(都市計画道路と同程度の機能を有する現道区間)であるため廃止。	
		(城山橋~川端通線)	〃	12	700	廃止	民間開発による宅地化が進展しており、現道での機能代替が可能であること、また代替事業の見直しがあるため廃止。	
⑥	3・5・213	新川通線	昭和38年3月12日	15	310	廃止	交通等の機能上の必要性が低いため廃止。	
⑦	3・5・214	港線	昭和38年3月12日	12	270	廃止	交通等の機能上の必要性が低いため廃止。	
⑧	3・5・215	東本通線	昭和38年3月12日	12	450	変更(計画幅員縮小)	現道により既に市街化が進展しており、国道海岸線で機能代替が可能であるため、計画幅員を縮小。	
⑨	3・5・216	西本通線	昭和38年3月12日	12	682	変更(計画幅員縮小)	現道により既に市街化が進展しており、国道海岸線で機能代替が可能であるため、計画幅員を縮小。	
⑩	3・5・217	大海線 (平田川~末武大通線)	昭和38年3月12日	17	220	存続	中部土地区画整理との関連路線であり、交通ネットワーク上必要であるため存続。	
		(末武大通線~末武川)	〃	12	800	存続	市街地形成及び交通ネットワーク上必要であるため存続。	
⑪	3・4・218	青木線 (末光通線付近~城山通線)	昭和38年3月12日	16	1,170	存続	市街地の東西をつなぐ路線として必要であるため存続。	
		(城山通線~市道平田昭和通り)	〃	16	340	存続	市街地の東西をつなぐ路線として必要であるため存続。	
		(国道山手線~末武川)	〃	16	450	存続	道路の連続性、配置バランス上必要であるため存続。	
⑫	3・5・220	城山通線	昭和38年3月12日	12	670	存続	国道2号から市街地中心部へのアクセス道路として必要であるため存続。	
⑬	3・5・221	香力通線	昭和38年3月12日	12	100	存続	市街地形成上必要であるため存続。	
⑭	3・6・223	末光通線	昭和38年3月12日	9	720	存続	市街地形成上必要であるため存続。	
⑮	3・6・224	川端通線 (国道海岸線~末武大通線)	昭和38年3月12日	9	3,190	変更(計画幅員縮小)	末武川沿いに計画された路線であり、市街地形成機能が低いため、計画幅員を縮小。	
		(末武大通線~花岡通線)	〃	12	200	廃止	県道花岡停車場線の開通により、この区間の整備の必要性が低下したため廃止。	
⑯	3・4・212	中央線	(起点~半上通り)	昭和42年12月7日	16	900	変更(計画幅員縮小)	豊井土地区画整理事業の見直しに伴うまちづくり整備計画(案)に基づき、計画幅員を縮小。
⑰	3・5・226	豊井恋ヶ浜線 (起点~豊井通り)	昭和63年5月13日	12	380	変更(ルート変更)	豊井土地区画整理事業の見直しに伴うまちづくり整備計画(案)に基づき、線形を変更。	
		(豊井通り~終点)	〃	12	170	廃止	豊井土地区画整理事業の見直しに伴うまちづくり整備計画(案)に基づき、廃止。	
⑱	3・5・227	中豊井通線 (起点~中央線)	昭和63年5月13日	12	280	存続	豊井土地区画整理事業の見直しに伴うまちづくり整備計画(案)に基づき、存続。	
		(中央線~終点)	〃	12	100	廃止	豊井土地区画整理事業の見直しに伴うまちづくり整備計画(案)に基づき、廃止。	
⑲	7・7・201	下豊井線	昭和63年7月20日	6	300	廃止	豊井土地区画整理事業の見直しに伴うまちづくり整備計画(案)に基づき、廃止。	
⑳	8・7・202	駅北2号線	(起点~半上通り)	昭和54年2月20日	7	300	廃止	豊井土地区画整理事業の見直しに伴うまちづくり整備計画(案)に基づき、廃止。
㉑	8・7・201	駅北1号線	〃	5.5~7	570	廃止	豊井土地区画整理事業の見直しに伴うまちづくり整備計画(案)に基づき、廃止。	